

相続税のあらまし

- この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。
- 相続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、**国税庁ホームページ**【<https://www.nta.go.jp>】の「確定申告等情報」の「相続税」ページをご覧ください。

また、「相続税」ページで公開している「**相続税の申告要否判定コーナー**」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定することができますので、是非ご利用ください。

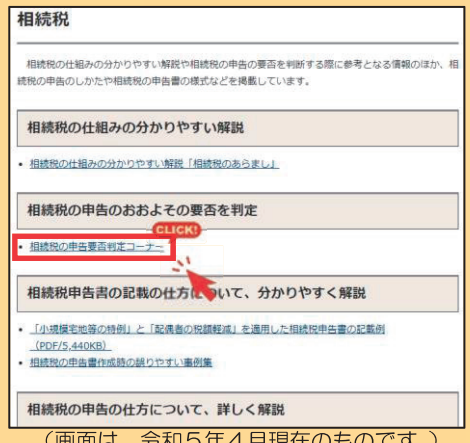
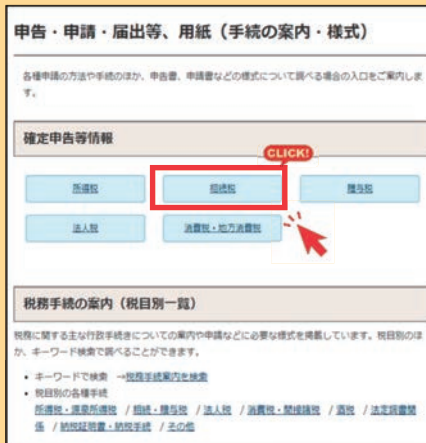
申告要否判定コーナー



「申告・申請・届出等、用紙」

「確定申告等情報」の「相続税」

「相続税の申告要否判定コーナー」へ

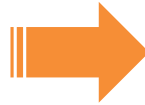


(画面は、令和5年4月現在のものです。)

※ 「相続税の申告要否判定コーナー」を利用した相続税の申告要否の確認方法は、**動画**で確認できます。



こちらからアクセス！



国税庁ホームページ
インターネット番組(Web-TAX-TV)
相続税・贈与税に関する情報

国税庁ホームページ インターネット番組(Web-TAX-TV)
「相続税の申告要否判定コーナー」を利用した申告要否の確認

Web-TAX-TV 相続税



1 相続税の申告が必要な人とは

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」（次ページの「3 相続税が課される財産」の価額の合計額から「4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の金額の合計額を差し引いた金額）が、**「遺産に係る基礎控除額」を超える場合**、その財産を取得した人は、**相続税の申告をする必要があります**。

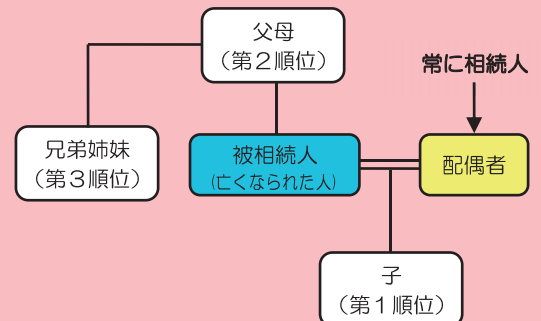
$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}^*)$$

※ 「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合に法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいなくても2人）までとなります。

○ 「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

- 1 被相続人の**配偶者**は、常に相続人となります。
- 2 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。
 - 【第1順位】被相続人の**子**（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。）
 - 【第2順位】被相続人に子や孫（直系卑属）がいなときは、被相続人の**父母**（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）
 - 【第3順位】被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の**兄弟姉妹**（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）



この「相続税のあらまし」は、令和5年4月1日現在の法令等に基づき、原則として、令和5年12月31日までに亡くなられた人に関する相続税について説明したものです。

2 相続税の申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から **10 か月目の日まで**に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。

申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。

- (注) 1 相続税の申告の必要がない場合でも、相続時精算課税を適用した財産について既に納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。この還付を受けるための申告書は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができます。
- 2 納期限（申告期限）までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められています（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に、詳しい手続等を記載した「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」を掲載していますので、ご覧ください。）。

3 相続税が課される財産

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものなども相続税の課税対象となります。

(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額*までは非課税となります。

* 「一定の金額」とは、「生命保険金」及び「退職金」の区分ごとに、次の算式によって計算した金額です。

$$\text{(算式)} 500 \text{ 万円} \times \frac{\text{法定相続人の数}}{\text{(前ページの「1」を参照)}} \times \frac{\text{その相続人の取得した保険金等の合計額}}{\text{相続人全員の取得した保険金等の合計額}}$$

(3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

(4) 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

被相続人の「債務」と被相続人の葬式に際して相続人が負担した「葬式費用」は、相続財産の価額から差し引かれます。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

また、葬式費用とは、①お寺などへの支払、②葬儀社などへの支払、③お通夜に要した費用などです。

なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

5 主な相続財産の評価方法

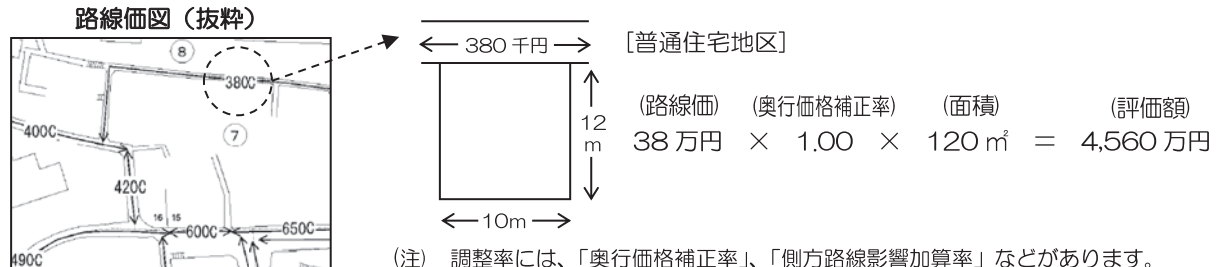
(1) 宅地

宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。「路線価図※」で確認できます。

宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率※で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。



【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表※」で確認できます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1	純 13	純 22				
1.1	純 11	純 16	純 19	純 20		

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)
1,000万円 × 1.1 = 1,100万円

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」の「宅地」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※ 「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】で確認することができます。

また、「調整率」に関する具体的な数値については、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」の「評価明細書・調整率表」【https://www.rosenka.nta.go.jp/docs/meisai_frm.htm】で確認することができます。

(2) 建物

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

(3) 上場株式

原則として、次のイから二までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- イ 相続の開始があった日の終値
- ロ 相続の開始があった月の毎日の終値の月平均額
- ハ 相続の開始があった月の前月の毎日の終値の月平均額
- ニ 相続の開始があった月の前々月の毎日の終値の月平均額

(4) 預貯金

原則として、相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約するとした場合に支払を受けることができる既経過利子の額との合計額により評価します。

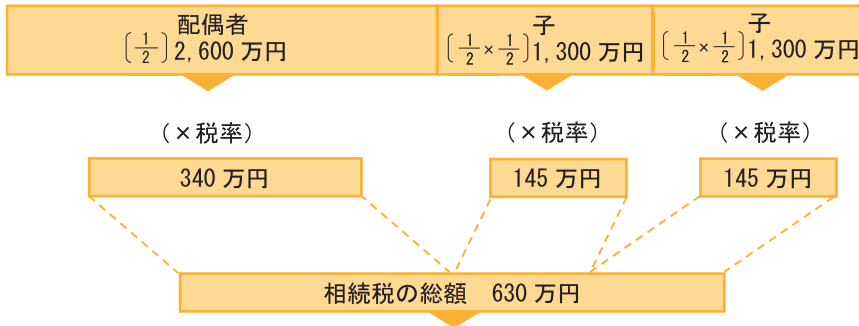
ただし、定期預金、定期郵便貯金及び定額郵便貯金以外の預貯金については、相続開始の日現在の既経過利子の額が少額なものに限り、相続開始の日現在の預入残高で評価します。

6 相続税の計算（具体例）

○ 財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が1億円で、配偶者が8,000万円、子2人が1,000万円ずつ相続した場合

$$\begin{array}{l} \text{(課税価格の合計額)} \\ 1 \text{ 億円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(基礎控除額)} \\ (3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人})) \end{array} = \begin{array}{l} \text{(課税遺産総額)} \\ 5,200 \text{ 万円} \end{array}$$

課税遺産総額を法定相続分であん分



相続税の総額を実際の相続割合であん分



実際に納付する相続税
(あん分した税額から各種の税額控除*の額を差し引いた後の金額)



* この事例では「配偶者の税額軽減」のみ適用があったとして計算しています。

○ 相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

○ 相続税の主な特例

1 小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

2 配偶者の税額軽減

被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

(注) これらの特例を適用するためには、相続税の申告書を提出する必要があります。

【参考】ご不明な点がある場合

- 国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができる「**タックスアンサー**」を公表しておりますので、ご確認ください。
- 相続税の申告のしかた・手引などは、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

国税庁ホームページ
タックスアンサー



(相続税)



(財産の評価)

国税庁ホームページ
パンフレット・手引



【参考】税理士をお探しの方へ

日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp>】で税理士及び税理士法人を検索することができます。

なお、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者は、他人の求めに応じて行ってはならないとされています。

税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に税理士業務を依頼した場合、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください！

税理士情報
検索サイト



相続税の申告書は、e-Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。
詳しくは、e-Tax ホームページ【<https://www.e-taxnta.go.jp>】をご確認ください。

